

西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第3条第1項第2号エに規定する「村長が移住者と認めるべき特別の事情」の取扱いについて

西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱第3条第1項第2号エに規定する「村長が移住者と認めるべき特別の事情」について、下記のとおり定めることとする。

令和3年9月1日
西粟倉村長

記

1. 村内に住所を有していない18歳未満の者であって、本村への移住後概ね3年以上本村に居住する見込みがあり、かつ、民法（明治29年4月27日号外法律第89号）第6条第1項の規定により営業の許可を受け、本村内で営業を行う予定の者。ただし、本人の意思及び能力等を勘案し、継続的な営業に耐えないと認められる場合はこの限りではない。
2. 村内に住所を有して6月以上10年未満を経過した者であって、移住後、同居親族の増加、事業の変化、入居住宅の老朽化等やむを得ない事由により、その入居する住宅での生活が不適當となった者。
3. 村内に住所を有して6月以上1年未満を経過した者であって、移住時、仕事の都合等により一時的に入居した住宅からの住み替えを行う者。

以上